

# 昭和村住宅用太陽光発電システム 設置補助金のお知らせ

平成26年4月1日より昭和村住宅用太陽光発電システムの導入を支援し、設置費の一部を補助しています。

本村では、地球環境に負荷の少ないクリーンエネルギー普及促進の一環として、村民の積極的な自然エネルギーを支援し、循環型の村づくり推進と環境への意識高揚を図るため、住宅用太陽光発電システム設置する方に経費の一部を補助します。

## 1 受付期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

## 2 補助対象者

- (1) 昭和村内において、自ら居住する住宅等に設置される発電システムであること。
- (2) 発電システムの設置工事を当該年度中に完了し、実績報告を提出できること。
- (3) 発電システムに対する補助金の交付は、1世帯につき1回とし、世帯の全員が村税等を滞納していない者に限る。

## 3 補助金の額

設置する発電システムの最大出力値(kw)をもとに算出し、1kw当たり25,000円を乗じて得た額、又は10万円のいずれか少ない額を補助します。

## 4 申請の方法

工事を始める前に「昭和村役場 産業課」へ申請書を提出してください。

- (1) 工事着工前  
補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付してください。
  - ・ 発電システムの仕様書
  - ・ 発電システム設置に係る費用の内訳が記載された契約書の写し
  - ・ 発電システム設置予定箇所の位置図

村から交付決定通知(様式第2号)を通知します。
- (2) 工事の計画変更  
設置計画変更等届出書(様式第3号)を提出してください
- (3) 工事完了後一ヶ月以内  
工事完了報告書(様式第4号)に次の書類を添付してください。
  - ・ 発電システム設置に係る領収書の写し
  - ・ 電力会社との電力受給契約書の写し
  - ・ 竣工検査の試験記録書の写し
  - ・ 発電システムの設置状況を示す写真

村から補助金確定通知書(様式第5号)を通知します。
- (4) 補助金確定通知後  
補助金交付請求書(様式第6号)を提出してください

- ※注意
- ・ 悪質な訪問販売の事例が報告されております。
  - ・ 複数の事業者から見積もりを取ったり、事業者の対応も含めて契約を検討しましょう。
  - ・ トラブルが起きたら、消費生活相談へ相談して下さい。

昭和村役場 産業課 24-5111  
沼田市消費生活センター 20-1500